

学校法人 大阪明星学園 明星中学校・明星高等学校
公式ホームページ運用に関するガイドライン

(2024.06.17 施行)

1. 目的

本ガイドラインは、明星中学校・明星高等学校の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用に関する指針、管理方法を定め、円滑なホームページの運用を行うことを目的とする。

2. ホームページ公開の基準

本学園ホームページの公開は学校長の指示により、情報運営委員会がこれを行い、以下の基準を満たさなければならない。

- (1) 本学園の教育理念に基づくものであり、教育内容を広く知らせるものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 法令に違反しないものであること。
- (4) 個人の人権尊重、個人情報の保護に留意したものであること。

3. 運営体制及び責任者

- (1) 統括管理者 : 学校長
- (2) 運営 : 情報運営委員会
- (3) 管理責任者 : 副校長
- (4) 作成責任者 : 情報運営委員会委員長

4. セキュリティ及び監視体制

- (1) 前項のものは、外部からの不正アクセス、データの改ざん及び漏洩を防止するためセキュリティを講じるものとするとし、不適切な利用がないか、定期的にサイトを監視すること。
- (2) 禁止事項が確認された場合は、直ちに適切な対応をとること。

5. コンテンツの発信を依頼できるもの

コンテンツ（内容）は全教職員が作成できる。後援会、同窓会等教職員以外からの掲載依頼については、作成責任者が個別に対応し、管理責任者に了承を得たのち公開できることとする。

6. 掲載できる対象者

- (1) 本学園の生徒、教職員、卒業生、在校生の保護者
- (2) 個人の作品の発表、教育活動における取組や記録、表彰を紹介する場合において、名前を掲載することにより本人及び他の生徒等の意欲向上が期待出来る場合で、本人の同意を得た場合。
- (3) 生徒の掲載については、入学時にホームページ掲載同意を確認し、それを遵守する。単独及び3名以下での少人数による掲載の場合は、改めて本人及び法定代理人（親権者）の同意を得るものとする。但し、集合写真や活動風景など遠景撮影やサイズ縮小等により個人の特長が出来ないように配慮した場合は同意を得る必要はないものとする。

7. コンテンツの作成・更新・公開手順

Web上のコンテンツを管理・運用するためのCMS（Contents Management System：コンテンツ・マネジメント・システム）である MovableType を用いて、作成（更新）・公開を行う。

(1) コンテンツの作成

コンテンツの作成（更新）は、MovableType 上、若しくは原稿を作成し、作成責任者の承認を得ることとする。コンテンツの発信を依頼した者（以下、「発信情報者」という。）は、発信した情報に責任を負うものとする。

(2) コンテンツの公開

コンテンツを公開する場合は、管理責任者の承認を得ることとする。

- (3) その他公開項目の追加や更新が必要と判断したものについては、作成責任者が管理責任者及び統括管理者の承認を得て更新をする。

8. 公開項目（2024.6.17 現在）

本ガイドライン制定時のホームページの記載事項は次の通りであり、以後本学園にかかわる情報で、掲載することが望ましいと学校長が判断したものを公開することとする。

- (1) 学園情報

- ・ 理事長・学校長挨拶
- ・ 明星学園について
- ・ 沿革
- ・ 施設案内
- (2) 学園生活を知る
 - ・ 学校長日記
 - ・ 日々の教育活動の様子
- (3) 明星の教育
 - ・ グローバル教育活動
 - ・ リベラルスタディーズ
 - ・ コース案内・カリキュラム
 - ・ 進路指導・学習指導
 - ・ 年間行事予定
 - ・ クラブ活動
 - ・ ボランティア活動（小鳩会）
- (4) 受験生の方へ
 - ・ 明星中学受験の方へ
 - ・ 明星高校受験の方へ
- (5) 進路実績
- (6) 先輩インタビュー
- (7) 在校生・保護者の方へ
- (8) 卒業生の方へ
- (9) 図書館
 - ・ 図書館日記
 - ・ おススメ新着図書

9. 情報公開にあたっての注意事項

次の各項にあげる内容に十分配慮すること。

- (1) 定期的な更新に努め、最新の情報を提供する。
- (2) 個人情報の保護に配慮する。（「10. 個人情報の掲載について」参照）
- (3) 知的所有権に配慮する。
 - ①著作物（絵・作文・音楽・新聞雑誌の記事・イラスト・写真等）の掲載には、著作権者の許諾を得ること。
 - ②生徒の作品等の掲載については、本人の了解を得ること。
 - ③学校関係者以外の第三者の著作物を掲載するときには、著作権者の許諾を得た上で

の掲載である旨を明記すること。なお、掲載方法等について当該第三者との取り決めがあるときには、それに従うこと。

- ④肖像権等他の諸権利についても、上記と同様に扱うこと。
- ⑤他者のホームページよりダウンロードした著作物を活用する場合は、著作権法等に定められた事項を遵守すること。

- (4) 外部へのリンクする場合は教育的効果を十分配慮しなければならない。
- (5) 掲載後も情報の誤謬や誤解を招きかねない表現等について注意を払い、適正な状態の確保に努める

10. 個人情報の掲載について

個人の人権尊重と安全確保の観点から原則として個人情報は掲載しない。但し、教育活動上必要な場合は、発信された情報により本人が不利益を被ることのないよう次の項目を厳守して必要最小限の情報を掲載する。

- (1) ホームページに個人情報を掲載する場合には、入学時にホームページ掲載同意を確認し、それを遵守する。
- (2) 掲載できる個人情報の範囲
 - ①名前
 - ②肖像
 - ③活動の記録や内容に関する情報
 - ④教育活動協力者(研修や講演会の講師等)の情報
 - ⑤その他学校長が特に必要と認めるもの

11. 日常の管理運営

情報運営委員会が管理責任者及び作成責任者と連携して行う。

12. 禁止事項

下記の情報をホームページに掲載することを禁止する。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判するもの
- (3) 著作権を侵害するもの
- (4) 営利を目的としたもの
- (5) 生徒、教職員、第三者のプライバシー、人権、財産等を侵害するもの
- (6) 生徒等の安全確保上問題のあるもの

- (7) 法律に反するもの
- (8) 教育上不適当と判断されるもの
- (9) 学校の品位を傷つけるもの
- (10) 営利・政治を目的としたものおよびその準備を目的としたもの
- (11) その他、本校のホームページに掲載する内容として不適切なもの

13. 掲載情報に対する指摘への対応

生徒本人または保護者などから掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合、統括管理者は適切かつ速やかに対処する。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合は、速やかに情報運営委員会および発信依頼者で協議し、適切な措置を講じる。

14. ガイドラインの明示

修正の必要が生じた場合はただちにガイドラインの修正を行い、全職員への周知を図る。

15. その他

- (1) 本ガイドラインに記載されていない事態が発生した場合は、関係法令および本ガイドラインの趣旨を尊重して対応する。
- (2) ガイドラインに修正の必要が生じた場合はただちに修正を行い、全職員への周知を図る。また、毎年度当初に本ガイドラインを全教職員で確認するものとする。

附則

この方針は、2024年6月17日から施行する。

SNS・ホームページ等掲載同意書

明星中学校・高等学校
学校長 野中 豊彦

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校の「ホームページ運用に関するガイドライン」において3名以下の少人数（遠景撮影やサイズ縮小等を除く）での掲載につきましては、改めてご確認とご同意をいただいております。

■ 内容

- ・利用媒体：本校公式 SNS・公式ホームページ、ならびに学校案内パンフレット等の
広告宣伝物
- ・掲載対象：教育活動、クラブ活動、学校行事などにおける写真および動画
- ・目的：本校の教育活動の広報、学校案内および啓発活動
- ・利用期間：定めなし
- ・対価：無償

■ ご確認事項

1. 掲載内容は、教育活動の振興および啓発活動に資するものであり、公序良俗に反する内容は含まれません。
2. 万が一、掲載内容について訂正や削除のご希望がございましたら、速やかに対応させていただきます。
3. 生徒の個人情報保護に十分配慮し、学校の指針に基づき掲載いたします。

----- 印 -----

同意確認

本書記載の条件に基づき、本校公式 SNS、ホームページおよび学校案内パンフレット等
広報物への当方の写真および動画が使用されることを同意いたします。

年 月 日

中学・高校 年 組

生徒 ()

保護者 ()